

基本計画 6 子ども・子育て支援の充実

現状と課題

女性の社会進出に伴い、未婚・晩婚・晩産化が進み、年々出生数が減少し少子化が進んでいます。また、核家族化も進み、子どもを生み、育てることに不安を感じている親が増えてきています。

加えて、就労形態の多様化に伴い、保育施設へのニーズも多様化し、安心して働くことができるサービスの提供が必要とされています。子育てに対する不安やしつけから児童虐待に及ぶケースも多く見られるため、出産後からではなく、妊娠時から支援が必要な家庭を把握し、継続して支援することが必要です。

また、地域住民や関係機関などと連携し、これらの早期発見に努めなければなりません。さらに、親が子どもに適切な係わり方ができない家庭も多く、子どもの自主性や社会性が育ちにくいなどの問題を抱えていることから、多方面からの支援が必要になっています。

■ 合計特殊出生率の推移

年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
北斗市	1.32	1.36	1.31	1.37	1.37
北海道	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

■ 保育園待機児童ゼロの継続表

単位：人

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
北斗市	0	0	0	0	0

■ 虐待件数推移

単位：人

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
北斗市	9	12	7	11	14

成果指標

No.	指標名及び説明	現状値	将来目標値
1	合計特殊出生率	1.37	1.80
2	保育園待機児童数	ゼロ	ゼロ
3	虐待件数	14 件	

[成果指標の現状値・将来目標値について]

- 1 現状値は、平成 28 年度数値。  
目標値は、北斗市人口ビジョンにおける平成 42 年度の推計値。
- 2 現状値は、平成 28 年度数値で、国の基準に基づく数値であり、希望の保育園に入所できない潜在的待機児童は含まれない。
- 3 現状値は、平成 28 年度数値で、児童相談所において虐待と認められた件数。

## 主要施策

### 1 子どもを生き育てる環境の充実

- ① 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及のため、思春期教室や両親学級、育児相談など年代や状態に合わせた支援を推進します。
- ② 妊娠時の不安や孤立感の解消を図るため助産師による相談から、出産後は育児経験がある育児支援ヘルパーを派遣し、新生児を持つ母親の不安や育児を支援する産前産後サポート事業の推進により、切れ目のない子育て支援を推進します。
- ③ 産後の母体の健康に心配のある方や新生児のお世話をしてくれる家族がいないなど、退院後の生活に不安がある家族を対象に産後宿泊ケア事業を推進します。
- ④ ロタウイルス予防接種など、予防接種費用の一部を助成することにより子育て世帯の負担軽減を図り、子どもの健康の確保、増進に努めます。
- ⑤ 晩婚化・晩産化などにより、子どもが欲しくてもできない夫婦や妊娠しても流産を繰り返す家庭に対し不妊・不育治療費の助成を行うことにより、子どもを生き育てたいと願っている家庭の経済的負担軽減を図ります。
- ⑥ 子育て世代のニーズを把握し、時代の要望に応える施策を展開、拡充できるよう調査研究に努めるとともに、もっと子どもを生き育てたいとなるような支援策を実施します。

【関連主要施策】 P77 主要施策1 移住・定住の促進 ①  
P119 主要施策3 交流人口の拡大と移住・定住の促進 ②

### 2 子育て環境の充実

- ① 保育料の軽減により、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることや、多様化する保育ニーズに合わせ、従来の幼稚園や保育園から2つの機能を合わせもつ「認定こども園」への移行を推進します。
- ② 子育て支援の拠点となる施設の環境整備を図り、保育園等を利用していない家庭の相談体制の充実や育児支援に努め、子育て世帯の不安の解消等を図ります。
- ③ 乳幼児の一時預かりや子育て講座の開催など、南渡島ファミリーサポートセンターと連携し、子育て世帯の支援を推進します。
- ④ 放課後児童クラブの環境整備を図り、ニーズに対応した運営に努めます。

### 3 子どもへの虐待防止の推進

- ① 乳児健診や幼児健診など各種健診において問題のあった家庭や未受診の家庭に対し、相談員や母子保健推進員が訪問することにより、児童の発達や子育て環境の把握に努めます。
- ② 支援の必要な家庭に対しては保健師や養育支援員等の訪問により、保護者が適切に子育てできるよう、養育支援訪問を推進します。
- ③ 要保護児童対策協議会の適切な運営を図り、関係機関と連携することで、要保護児童の早期発見・早期対応に努め、必要に応じた支援を行います。
- ④ 保護の必要な児童は、函館児童相談所や関係機関と連携し、その保護に当たるとともに、函館児童相談所より送致のあった児童については継続的な支援に努めます。